松山東雲短期大学収容定員関係学則変更届出書

令和6年12月25日

文部科学大臣　殿

学校法人松山東雲学園
理事長　丸木　公介

このたび，松山東雲短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は，確実に届出に係る計画を履行します。

別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事項	記入欄	備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　マツヤマシノノメガクエン 学校法人　松山東雲学園	
フリガナ 大学の名称	マツヤマシノノメタンキダイガク 松山東雲短期大学（Matsuyama Shinonome Junior College）	
大学本部の位置	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号	
大学の目的	キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。	
新設学部等の目的	昨今の18歳人口の減少、全国的な短期大学への志願減少傾向もあり、本学においても入学定員の確保はここ数年厳しい状況にある。現代ビジネス学科では、志願者、入学者のニーズを充たし、教育の質及び学生の満足度向上に資するよう、入学定員及び収容定員を減員し、適正規模への変更を行う。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
現代ビジネス学科 (Department of Business Studies)	年 2	人 40 (70)	年次 人 —	人 80 (140)	短期大学士 （ビジネス）	経済学関係	令和7年4月 第1年次	愛媛県松山市 桑原3丁目2番1号
計								

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	松山東雲女子大学 人文科学部心理子ども学科（Department of Psychology and Early Childhood Education Faculty of Human Sciences）〔定員減〕（△40）（令和7年4月）

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
	講義	演習	実験・実習	計	
	科目	科目	科目	科目	単位

学部等の名称		基幹教員 教授	准教授	講師	助教	計	助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
新設分	現代ビジネス学科	人 4（4）	人 1（1）	人 0（0）	人 2（2）	人 7（7）	人 0（0）	人 8（8）	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	2 (2)	1 (1)	0 0	2 (2)	5 (5)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	1 (1)	0 0	0 0	0 0	1 (1)			
	小計（ａ～ｂ）	3 (3)	1 (1)	0 0	2 (2)	6 (6)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	1 (1)	0 0	0 0	0 0	1 (1)			
	計（ａ～ｄ）	4 (4)	1 (1)	0 0	2 (2)	7 (7)			
	該当なし	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　－人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	小計（ａ～ｂ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計（ａ～ｄ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計	4 (4)	1 (1)	0 0	2 (2)	7 (7)	0 0	8 (8)	

既設分	保育科	3 (3)	5 (5)	0 0	0 0	8 (8)	0 0	15 (15)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	3 (3)	5 (5)	0 0	0 0	0 0			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	小計（a～b）	3 (3)	5 (5)	0 0	0 0	0 0			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	計（a～d）	3 (3)	5 (5)	0 0	0 0	8 (8)			
	食物栄養学科	2 (2)	4 (4)	1 0	0 0	7 (7)	0 0	2 (2)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	2 (2)	4 (4)	1 (1)	0 0	7 (7)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	小計（a～b）	2 (2)	4 (4)	1 (1)	0 0	7 (7)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	計（a～d）	2 (2)	4 (4)	1 (1)	0 0	7 (7)			
	計	5 (5)	9 (9)	1 (1)	0 0	15 (15)	0 0	17 (17)	
合計		9 (9)	10 (10)	1 (1)	2 (2)	22 (22)	0 0	25 (25)	

職種	専属	その他	計
	人	人	人
事務職員	36 (36)	4 (4)	40 (40)
技術職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)
図書館職員	1 (1)	1 (1)	2 (2)
その他の職員	0 (0)	9 (9)	9 (9)
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	37 (37)	14 (14)	51 (51)

校地等 区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
校舎敷地	0 ㎡	16,870 ㎡	0 ㎡	16,870 ㎡	松山東雲女子大学（必要面積3,200㎡）と共用
その他	0 ㎡	19,019 ㎡	0 ㎡	19,019 ㎡	借用面積：5,191㎡
合計	0 ㎡	35,889 ㎡	0 ㎡	35,889 ㎡	借用期間：1年間

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	24.30 ㎡ (24.30 ㎡)	20,097.15 ㎡ (20,097.15 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	20,121.45 ㎡ (20,121.45 ㎡)	松山東雲女子大学（必要面積3,040.6㎡）と共用

教室・教員研究室	教室		教員研究室	
		室		室

図書・設備 新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕 冊	電子図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点
	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )
計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設
	㎡	㎡	㎡

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区　分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
		教員１人当り研究費等		220千円	220千円				
		共同研究費等		383千円	383千円				
		図書購入費	1,111千円	1,063千円	919千円				
		設備購入費	3,259千円	3,259千円	3,259千円				
	学生１人当り納付金			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
			保育科・現代ビジネス学科	1,132千円	882千円	千円	千円	千円	千円
			食物栄養学科	1,137千円	887千円	千円	千円	千円	千円

既設大学等の状況	大学等の名称	松山東雲短期大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	保育科 (Department of Early Childhood Education and Care)	2	100	－	200	短期大学士（保育）	0.92	昭和41年	
	現代ビジネス学科 (Department of Business Studies)	2	70	－	140	短期大学士（ビジネス）	0.54	昭和59年	
	食物栄養学科 (Department of Food and Nutrition)	2	80	－	160	短期大学士（食物栄養）	0.76	昭和62年	

既設大学等の状況	大学等の名称	松山東雲女子大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	人文科学部 心理子ども学科 (Department of Psychology and Early Childhood Education Faculty of Human Sciences)	4	110	3年次 10	460	学士（人文科学）	0.62	平成19年	

附属施設の概要	名　　称：松山東雲教育実践研究センター 目　　的：教育研究の推進・教育の質向上 所 在 地：愛媛県松山市桑原3丁目2番1号 設置年月：令和2年4月	令和6年4月名称変更

（注）
1　共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
3「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
4　私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
6　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
7　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

松山東雲短期大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和６年度	入学定員	収容定員		令和７年度	入学定員	収容定員	変更の事由
松山東雲短期大学				松山東雲短期大学			
保育科	100	200	→	保育科	100	200	
現代ビジネス学科	70	140	→	現代ビジネス学科	40	80	定員減
食物栄養学科	80	160	→	食物栄養学科	80	160	
計	250	500		計	220	440	

２　校地校舎等の図面

（1）都道府県内における位置関係の図面

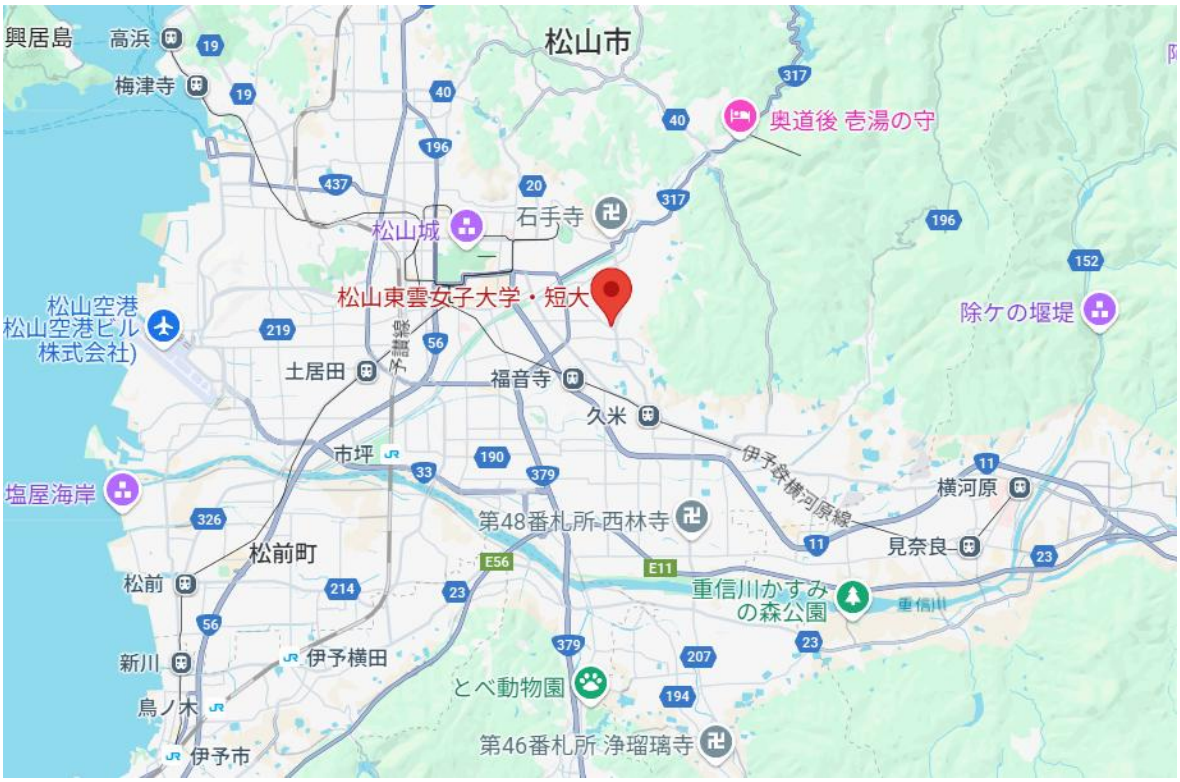

（2）最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

- 市内バス利用
  伊予鉄バス10番線「短大前」下車　松山市駅から約20分、JR松山駅から約30分
- 高速道路利用
  松山自動車道「松山IC」から約38分、「川内IC」から約26分
- タクシー利用
  松山市駅から約15分

（3）校舎、運動場等の配置図（完成年度のもの）
（4）校舎の平面図（完成年度のもの）

※赤枠部分のB館は本届出の学科が主に使用している校舎

桑原キャンパス校地 38,499.01 ㎡
所在地：愛媛県松山市桑原3 丁目2 番1 号

使用区分	所有	借用	計
大学・短期大学	30697.34	5173.00	35870.339
認定こども園	2628.67	—	2628.67
計	33326.01	5173.00	38,499.01

	種別	建物構造	総面積 ㎡	使用区分
①	校舎（本館南・北）	鉄筋コンクリート造4階建	5,647.60	大学・短大
②	校舎（A館）	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,932.10	大学・短大
③	校舎（B館）	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2,500.71	大学・短大
④	校舎（D館）	鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建	4,157.57	大学・短大
⑤	講堂・図書館	鉄筋コンクリート造4階建	3,000.28	大学・短大
⑥	体育館	鉄筋コンクリート造2階建	1,597.74	大学・短大
⑦	部室（清雅館）	鉄筋コンクリート造2階建	569.7	大学・短大
⑧	実習棟	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	272.16	大学・短大
⑨	柔道場	鉄骨コンクリートブロック造板葺平家建	141	大学・短大
⑩	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ	鉄骨造鋼板葺平家建	83.89	大学・短大
⑪	倉庫（旧実習室）	軽量鉄骨造2階建	194.4	大学・短大
⑫	楽焼き小屋	軽量鉄骨造平屋建	24.3	大学・短大
⑬	認定こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	2496.181	認定こども園
⑭	認定こども園	鉄骨造2階建	132.490	認定こども園

松山東雲短期大学学則

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

（自己点検・評価等）

第１条の２　本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

２．本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法に基づいて、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

３．自己点検評価を行うにあたって必要な事項については、別に定める。

（名称及び所在地）

第２条　本学は、松山東雲短期大学と称し、愛媛県松山市桑原３丁目２番１号に置く。

第２章　　学科、収容定員及び修業年限

（学科及び収容定員）

第３条　本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

学　科　名	入学定員	収容定員
保　育　科	100名	200名
現代ビジネス学科	40名	80名
食物栄養学科	80名	160名
計	220名	440名

（学科の教育目的）

第３条の２　各学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできるより高

い資質をもった有為な保育者を養成する。

(2) 現代ビジネス学科は、ビジネスに関する知識とスキルを身につけ、ICT運用能力と協調性、創造性、主体性を発揮し、地域社会に貢献できる女性を育成する。

(3) 食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と確かな技術を修得し、食の分野から人々の健康実現をサポートする食のスペシャリストを養成する。

（修業年限及び在学年数）

第４条　本学の修業年限は２年とする。

２．在学年数は４年を超えることができない。

３．前２項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。

４．長期履修学生の修業年限及び在学年数に関して必要な事項は別に定める。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）

第６条　学年を次の２学期に分ける。

前学期　　４月１日から９月20日まで

後学期　　９月21日から３月31日まで

（休業日）

第７条　休業日は次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　本学開学記念日　　５月２日

(4)　松山東雲学園創立記念日　　９月16日

(5)　春期休業日　　３月18日から３月31日まで

(6)　夏期休業日　　８月８日から９月20日まで

(7)　冬期休業日　　12月25日から１月４日まで

２．必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第４章　　入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学の時期）

第８条　入学の時期は学期の始めとする。

（入学の資格）

第９条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、本学の入学者選考に合格した者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年数が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第10条　前条の各号のいずれかに該当する者で、本学に入学を志願する者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学検定料を納入しなければならない。

（入学者の選考）

第11条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第12条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人署名の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

２．学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第13条　保証人は１名とし、親権者又は後見人があたるものとし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を負うものとする。保証人に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（転入学・転学科）

第14条　本学に転入学又は本学の学生で転学科を志望する者があるときは、当該学科年次に欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

２．前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

３．転入学及び転学科に関する規程は別に定める。

（休　学）

第15条　健康上又はその他やむを得ない事由により２か月以上修学できない者は、所定の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、 健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（休学の期間）

第16条　休学の期間は通算２年以内とし、在学年数に算入しない。

（復　学）

第17条　休学中の学生が復学しようとするときは、所定の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退　学）

第18条　退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

２．他の大学等に入学又は転入学しようとする者は、前項に準ずる。

（再入学）

第19条　本学を退学した者及び第20条第1項第3号に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

２．前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

３．再入学に関する規程は別に定める。

（除　籍）

第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第４条第２項に定める在学年数を超えた者

(2) 第16条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第５章　　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）

第21条　教育課程は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

（授業科目の区分、名称及び単位数等）

第22条　授業科目の区分、名称及び単位数等は、別表１のとおりとする。

２．授業科目の履修に関する規程は別に定める。

（授業の方法）

第23条　授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

２．文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３．第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（単　位）

第24条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２．前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第25条　削除

第26条　削除

（成績の判定）

第27条　学業成績は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

２．学業成績判定に関する規程は別に定める。

（単位の認定）

第28条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（他学科における授業科目の履修等）

第29条　本学の他学科の授業科目の履修をする場合は、授業科目担当者の許可を得たうえ所定の手続きを行い、履修することができる。

２．前項により与えることができる単位数は、別に定める。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第30条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２．前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第31条　本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学、高等専門学校の専攻科及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

２．前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第32条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２．本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を

経て、単位を与えることができる。

３．前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第１項及び前条第１項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第30条第２項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第32条の２　学修機会の多様化を図ることを目的として、本学が定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることがある。

２．長期履修学生の履修に関して必要な事項は別に定める。

第６章　　卒　業　要　件　等

（卒業の要件）

第33条　本学を卒業するためには、学生は２年以上在学し、別表１に定める所要単位を修得しなければならない。

２．前項により卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第23条第２項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

（卒業の認定）

第34条　前条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第35条　本学を卒業した者に次のとおり短期大学士の学位を授与する。

保　　育　　科　　短期大学士（保育）

現代ビジネス学科　　短期大学士（ビジネス）

食 物 栄 養 学 科　　短期大学士（食物栄養）

（教育職員免許状の取得）

第36条　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第33条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２．本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりと

する。

学　科	免 許 状 の 種 類
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状

３．前項の教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第７章　　学　納　金　等

（学納金等の金額及び種類等）

第37条　本学の学納金等は別表２のとおりとする。

２．授業料、施設・設備費、実験・実習費は２学期に分け、前学期は４月末日、後学期は10月末日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める規程により減免又は延納を認めることがある。

３．別表２以外の学納金については別に徴収する。

４．修業年限２年を超えて在学する者の学納金は別に定める。

５．社会人学生の学納金に関する規程は別に定める。

（休学及び復学の場合の学納金）

第38条　休学期間中の学納金及び学期の中途に復学する者の学納金は別に定める。

（退学、除籍及び停学の場合の学納金）

第39条　学期の中途で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金は徴収する。

２．停学期間中の学納金は徴収する。

（納付された学納金等）

第40条　納付された学納金等は、原則として返還しない。

第８章　　職　員　組　織

（職員組織）

第41条　本学に次の職員を置く。

学　長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、助手、労務職員

２．組織及び職務に関する規程は別に定める。

第９章　　教　授　会

（教授会）

第42条　本学は、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

２．教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

３．教授会に関する必要な事項は別に定める。

第43条　削除

第10章　科目等履修生等

（科目等履修生）

第44条　本学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

２．科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条の２　他の大学等（外国の大学を含む）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出た場合には、両大学間の協議に基づき、学長が特別聴講学生として授業科目の履修を許可することがある。

２．特別聴講学生に関する規程は別に定める。

（研究生）

第45条　短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が、該当する学科において、特定の事項について研究することを学科長に願い出た場合は、当該学科の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

２．研究生に関する規程は別に定める。

（委託生）

第46条　短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、公共機関又はこれに準ずる団体からその所属職員を本学に委託する願い出があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が委託生として許可することがある。

２．委託生が授業科目の履修を願い出た場合は、科目等履修生に関する規程

を、また、研究することを願い出た場合は研究生に関する規程をそれぞれ準用する。

（外国人留学生）

第46条の２　外国人留学生の入学を許可することができる。

２．外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章　大　学　開　放

（公開講座等）

第47条　公開講座等は、授業及び研究に妨げのない限り開講することができる。

第12章　賞　罰

（表　彰）

第48条　人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

２．学生表彰に関する規程は別に定める。

（懲　戒）

第49条　本学の規則に違反、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、又は無届で長期にわたり欠席した者

２．学生懲戒に関する規程は別に定める。

第13章　附　属　施　設

（図書館）

第50条　本学に図書館を置く。

２．図書館に関する規程は別に定める。

（松山東雲教育実践研究センター）

第51条　本学に松山東雲教育実践研究センターを置く。

２．松山東雲教育実践研究センターに関する規程は別に定める。

第14章　　学　則　の　改　廃

（学則の改廃）

第52条　この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が理事会に進達する。

附　　則

１．この学則は１９６４年４月１日から施行する。
２．改　正　（１９６６年４月１日）
３．改　正　（１９６９年４月１日）
４．改　正　（１９７５年４月１日）
５．改　正　（１９７６年４月１日）
６．改　正　（１９７８年４月１日）
７．改　正　（１９８２年４月１日）
８．改　正　（１９８３年４月１日）
９．改　正　（１９８４年４月１日）
10．改　正　（１９８５年４月１日）
11．改　正　（１９８６年４月１日）

①　ただし、1986年度から1987年度において、保育科の総定員は第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1986年度　230人　　1987年度　260人

②　第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度／学科	1986年度		1987年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食　物　科	200	380	200	400	180	380
家　政　科	140	260	140	280	120	260
英　文　科	120	220	120	240	100	220
秘　書　科	120	220	120	240	100	220
計	580	1,080	580	1,160	500	1,080

12．改　正　（１９８７年４月１日）

①　ただし、1986年度から1987年度において、保育科の総定員は第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1986年度　230人　　1987年度　260人

②　第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度 / 学科	1987年度		1988年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食物科	—	200	—	—	—	—
家政科	—	140	—	—	—	—
英文科	120	240	120	240	100	220
秘書科	120	240	120	240	100	220
生活科学科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	580	1,160	580	1,160	500	1,080

13．改　正　（１９８８年４月１日）

①　第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度 / 学科	1987年度		1988年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食物科	—	200	—	—	—	—
家政科	—	140	—	—	—	—
英文科	120	240	120	240	100	220
保育科	130	260	130	260	130	260
秘書科	120	240	120	240	100	220
生活科学科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	710	1,420	710	1,420	630	1,340

14. 改　正　（１９８９年４月１日）

①　第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度／学科	1987年度		1988年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食物科	—	200	—	—	—	—
家政科	—	140	—	—	—	—
英文科	120	240	120	240	100	220
保育科	130	260	130	260	130	260
秘書科	120	240	120	240	100	220
生活科学科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	710	1,420	710	1,420	630	1,340

②　第28条第１項別表３学納金の施設・設備費については、過年度入学生にも適用する。

15. 改　正　（１９９０年４月１日）

①　第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度／学科	1986年度		1987年度		1988年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食物科	200	380	—	200	—	—	—	—
家政科	140	260	—	140	—	—	—	—
英文科	120	220	120	240	120	240	100	220
保育科	130	230	130	260	130	260	130	260
秘書科	120	220	120	240	120	240	100	220
生活科学科								
食物栄養専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	—	—	100	100	100	200	100	200
計	710	1,310	710	1,420	710	1,420	630	1,340

② 第28条第１項別表３学納金の施設・設備費については、過年度入学生にも適用する。

16. 改　正　（１９９１年４月１日）

① 第３条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

年度 / 学科	1986年度		1987年度		1988年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食物科	200	380	—	200	—	—	—	—
家政科	140	260	—	140	—	—	—	—
英文科	120	220	120	240	120	240	100	220
保育科	130	230	130	260	130	260	130	260
秘書科	120	220	120	240	120	240	100	220
生活科学科								
食物栄養専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	—	—	100	100	100	200	100	200
計	710	1,310	710	1,420	710	1,420	630	1,340

17. 改　正　（１９９１年10月１日）

18. 改　正　（１９９２年４月１日）

19. 改　正　（１９９３年４月１日）

20. 改　正　（１９９４年４月１日）

21. 改　正　（１９９５年４月１日）

22. 改　正　（１９９６年４月１日）

23. 改　正　（１９９７年４月１日）

24. この学則は1998年４月１日から施行する。なお、1997年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

25. この学則は1998年６月１日に改正し、1999年４月1日から施行する。なお、1998年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、1998年度以前に入学した生活科学科生活環境専攻の学生で、1999年4月１日に在籍するものについては、専攻課程の名称を生活デザイン専攻とする。

1991年４月１日改正の附則①における生活科学科生活環境専攻の専攻課程名称は、1999年度より生活デザイン専攻に読み替えるものとする。

26. この学則は1999年４月１日に改正・施行する。

27. 第３条及び1991年４月１日改正の附則①の規定にかかわらず、1999年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2000年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。

ただし、英文科及び生活科学科生活文化専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　　育　　科	120名	250名
秘　　書　　科	100名	220名
生活文化学科	90名	90名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	100名	220名
生活ﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻	90名	210名
生活文化専攻	―	100名
英　　文　　科	―	120名
計	500名	1,210名

28．この学則は2000年4月１日から施行する。なお、1999年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

29．この学則は2001年４月１日から施行する。なお、2000年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

30．この学則は2002年４月１日から施行する。なお、2001年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

31．この学則は2003年４月１日から施行する。なお、2002年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

32．この学則は2004年４月１日から施行する。なお、2003年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

33．この学則は2005年４月１日から施行する。なお、2004年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

34．この学則は2006年１月１日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第35条については、この学則施行日に在学する学生についても適用する。

35．この学則は2006年４月１日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

36．この学則は2007年４月１日から施行する。なお、2006年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

37．この学則は2008年４月１日から施行する。なお、2007年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

38．第３条の規定にかかわらず、2008年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2009年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。ただし、生活文化学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　育　科	100名	220名
秘　書　科	70名	170名
生活文化学科	―	90名
生活科学科		
食物栄養専攻	80名	180名
生活ﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻	50名	140名
介護福祉専攻	40名	40名
計	340名	840名

39. この学則は2009年４月１日から施行する。なお、2008年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

40. この学則は2010年４月１日から施行する。なお、2009年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

41. 第３条の規定にかかわらず、2011年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2012年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。ただし、生活科学科生活デザイン専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　育　科	100名	200名
秘　書　科	70名	140名
生活科学科		
食物栄養専攻	80名	160名
生活ﾃﾞｻﾞｲﾝ専攻	―	50名
介護福祉専攻	40名	80名
計	290名	630名

42. この学則は 2011 年４月１日から施行する。なお、2010 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

43. この学則は 2012 年４月１日から施行する。なお、2011 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

44. この学則は 2013 年４月１日から施行する。なお、2012 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

45. 第３条の規定にかかわらず、2014 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2015 年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。秘書科

は 2014 年度より現代ビジネス学科に名称変更する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　育　科	100名	200名
秘　書　科	―	70名
現代ビジネス学科	70名	70名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	80名	160名
介護福祉専攻	40名	80名
計	290名	580名

46. この学則は 2014 年４月１日から施行する。なお、2013 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

47. この学則は 2015 年４月１日から施行する。なお、2014 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第 15 条、第 17 条、第 18 条については、学則施行日に在籍する学生についても適用する。

48. 第３条の規定にかかわらず、2016 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2017 年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。ただし、生活科学科介護福祉専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　育　科	100名	200名
現代ビジネス学科	70名	140名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	80名	160名
介護福祉専攻	－	40名
計	250名	540名

49. この学則は 2016 年４月１日から施行する。なお、2015 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

50. 第３条の規定にかかわらず、2017 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2018 年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。生活科学科食物栄養専攻は 2017 年度より食物栄養学科に名称変更する。

学　科　名	入学定員	総 定 員
保　　育　　科	100名	200名
現代ビジネス学科	70名	140名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	－	80名
食 物 栄 養 学 科	80名	80名
計	250名	500名

51. この学則は 2017 年４月１日から施行する。なお、2016 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

52. この学則は2018年４月１日から施行する。なお、2017年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

53. この学則は2019年４月１日から施行する。なお、2018年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

54. この学則は 2020 年４月１日から施行する。なお、2019 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

55. この学則は 2021 年４月１日から施行する。なお、2020 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第 23 条、第 33 条第２項については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。

56. この学則は 2022 年４月１日から施行する。なお、2021 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

57. この学則は 2023 年４月１日から施行する。なお、2022 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

58. この学則は 2024 年４月１日から施行する。なお、2023 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

59. 第３条の規定にかかわらず、2025年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2026年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。

学　科　名	入学定員	総定員
保　　育　　科	100名	200名
現代ビジネス学科	40名	110名
食物栄養学科	80名	160名
計	220名	470名

60. この学則は 2025 年４月１日から施行する。なお、2024 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

別表１の（１）　共通カリキュラム

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
A 知の礎	キリスト教学	2		〔保育科〕 10単位以上
	哲学		2	
	倫理学		2	〔現代ビジネス学科〕 10単位以上
	文学		2	
	地理学		2	〔食物栄養学科〕 10単位以上
	文化人類学		2	
	心理学入門		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	
	AIとデータサイエンス	2		
B 社会と共に学ぶ	まつやま学		2	
	正岡子規と伊予の文化		2	
	茶道の文化		2	
	ボランティア論		2	
	社会起業論		2	
	生活の美術		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2	
	インディペンデント・スタディ		2	
C ライフデザイン	現代社会とライフデザイン		2	
	女性とライフプランニング		2	
	フィジカルマネジメントと健康		2	
	ライフサイクルと健康		2	
	栄養と食生活		2	
	現代のメンタルヘルス		2	
	生涯スポーツⅠ		2	
	生涯スポーツⅡ		2	
	体育講義　※		1	
	体育実技　※		1	
	レクリエーション概論		2	
	レクリエーション実技		1	
	レクリエーション指導実習		1	
D 伝え合う力	英語Ⅰ　※1		2	
	英語Ⅱ　※1		2	
	観光英語		2	
	資格英語		2	
	フランス語　※1		2	
	ドイツ語　※1		2	
	中国語　※1		2	
	韓国・朝鮮語　※1		2	
	日本語　※1		2	
	読書とコミュニケーション		2	
	日本語リテラシー		2	
	レポートライティング		2	
	手話		2	
	情報リテラシー　※2		2	
	海外語学・文化研修		2	
	国際事情研究		2	
計		4	92	

（注）

1. Ｃ群の領域の※は保育科のみ、Ｄ群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ、※2は保育科・食物栄養学科のみ、履修登録できる科目を示す。

別表１の(2)　保　育　科

授業科目の区分等	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
共通カリキュラム				10単位以上	自由単位12単位以上
専門科目	保育ゼミナールⅠ	1		40単位以上	
	保育ゼミナールⅡ	1			
	保育総合演習	2			
	保育原理		2		
	教育原論		2		
	社会福祉		2		
	子ども家庭福祉		2		
	子ども家庭支援論		2		
	社会的養護Ⅰ		2		
	社会的養護Ⅱ		1		
	教育社会学		2		
	保育者論		2		
	教育心理学(保育の心理学)		2		
	子ども家庭支援の心理学		2		
	子どもの保健		2		
	乳児保育　Ⅰ		2		
	乳児保育　Ⅱ		1		
	子どもの健康と安全		1		
	子どもの食と栄養		2		
	保育カリキュラム論		2		
	保育内容総論		1		
	幼児と健康		1		
	幼児と人間関係		1		
	幼児と環境		1		
	幼児と言葉		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	健康の指導法		1		
	人間関係の指導法		1		
	言葉の指導法		1		
	環境の指導法		1		
	表現の指導法		1		
	特別支援教育		2		
	子育て支援		1		
	保育者のためのピアノ基礎Ⅰ※		1		
	保育者のためのピアノ基礎Ⅱ※		1		
	音楽Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅰ)		2		
	音楽Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅱ)		1		
	図画工作(保育内容の理解と方法Ⅲ)		1		
	体育(保育内容の理解と方法Ⅳ)		1		
	教育相談		1		
	幼児教育の方法		2		
	幼児理解の理論と方法		1		
	教職実践演習(幼稚園) ※		2		
	教育実習Ⅰ ※		1		
	教育実習Ⅱ ※		4		
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ		2		
	保育実習Ⅰ ※		4		
	保育実習指導Ⅰ ※		2		
	保育実習Ⅱ ※		2		
	保育実習指導Ⅱ ※		1		
	保育実習Ⅲ ※		2		
	保育実習指導Ⅲ ※		1		
	児童館実習 ※		2		
	計	4	82		
卒業要件単位数		62単位以上			

（注）1.　※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。

2.　共通カリキュラムは、別表1の（1）のとおりとする。

3.　自由単位12単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表１の(3)　現代ビジネス学科

授業科目の区分等	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
共通カリキュラム				10 単位以上
専門科目	現代社会と企業	2		
	日本語表現Ⅰ	2		
	情報処理概論	2		
	情報リテラシー	1		
	情報コミュニケーション	1		
	コンピュータ文書作成Ⅰ	1		
	女性とキャリアデザイン	1		
	女性とキャリア開発	1		
	ゼミナールⅠ	1		
	ゼミナールⅡ	1		
	ゼミナールⅢ	2		
	ゼミナールⅣ	2		
	日本語表現Ⅱ	2		
	コミュニケーション演習		2	
	情報処理演習		1	
	ファイナンシャル・プランニング		2	
	ビジネスインターンシップⅠ		1	
	ビジネスインターンシップⅡ		1	
	リテールマーケティング		2	
	デジタルマーケティング		2	
	マーケティング		2	
	診療報酬請求事務Ⅰ		2	
	診療報酬請求事務Ⅱ		2	
	観光まちづくり演習		2	
	コンピュータ文書作成Ⅱ		1	
	ファイナンシャル・プランニング演習		2	
	企業分析演習		2	
	証券外務員演習		2	
	観光ビジネス論		2	
	ホスピタリティ論		2	
	広告論		2	46 単位以上
	メディカルオペレータ演習		1	
	コンピュータ会計実務		1	
	マーケティング演習		2	
	マーケティングリサーチ		2	
	ビジネスコミュニケーション		1	
	簿記・会計		2	
	簿記演習		2	
	ビジネス英語		2	
	トラベル英語		2	
	デジタル倫理		2	
	データ分析演習		1	
	マルチメディア演習		1	
	サービスマネジメント		2	
	実用英語Ⅰ		2	
	実用英語Ⅱ		2	
	観光地理		2	
	3級FP技能検定　※		1	
	証券外務員　※		1	
	マーケティング検定3級　※		1	
	リテールマーケティング検定3級　※		1	
	ITパスポート　※		1	
	情報セキュリティマネジメント　※		1	
	日商PC検定（文書作成）2級　※		1	
	日商PC検定（文書作成）3級　※		1	
	日商PC検定（プレゼン資料作成）2級　※		1	
	日商PC検定（データ活用）2級　※		1	
	日商PC検定（データ活用）3級　※		1	
	簿記検定2級　※		1	
	簿記検定3級　※		1	
	メディカルクラーク　※		1	
自由単位				6単位以上
計		19	73	
卒業要件単位数				62単位以上

（注）１．※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。
２．共通カリキュラムは、別表１の(1)のとおりとする。
３．自由単位６単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表１の(4)　食物栄養学科

授業科目の区分等	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
共通カリキュラム				10単位以上
専門科目	栄養ゼミナールⅠ	1		38単位以上
	栄養ゼミナールⅡ	1		
	卒業研究	2		
	公衆衛生学		2	
	社会福祉概論		2	
	解剖生理学Ⅰ		2	
	解剖生理学Ⅱ		2	
	生化学		2	
	臨床生理生化学		2	
	生理生化学実験		1	
	食品学総論		2	
	食品学各論		2	
	食品衛生学		2	
	食品学総論実験		1	
	基礎化学実験		1	
	食品衛生学実験		1	
	基礎栄養学		2	
	応用栄養学		2	
	臨床栄養学		2	
	食事計画論		2	
	栄養学実習		1	
	臨床栄養学実習		1	
	栄養教育論Ⅰ		2	
	栄養教育論Ⅱ		2	
	公衆栄養学		2	
	栄養教育論実習Ⅰ		1	
	栄養教育論実習Ⅱ		1	
	調理学		2	
	給食計画・実務論		2	
	調理学実習Ⅰ		1	
	調理学実習Ⅱ		1	
	食べ物と調理		1	
	給食管理実習Ⅰ		1	
	給食管理実習Ⅱ		1	
	給食計画実務実習		1	
	栄養ケア・マネジメント		2	
	病理学		2	
	スポーツ栄養・基礎		2	
	スポーツ栄養・応用		2	
	アレルギーと食育		2	
	フードビジネス論		2	
	栄養士実力養成演習		2	
自由単位				14単位以上
計		4	64	
卒業要件単位数				62単位以上

（注）１．共通カリキュラムは、別表１の(1)のとおりとする。

２．自由単位14単位以上は、共通カリキュラム、専門科目(選択)、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表２の（1）　学　納　金

学納金	入　学　金	（入学時のみ）	230,000 円
	授　業　料	（年　　額）	550,000 円
	施　設・設備費	（年　　額）	250,000 円
	実　験・実習費（年　　額）	保　育　科	32,000 円
		現代ビジネス学科	32,000 円
		食物栄養学科	37,000 円
入　学　検　定　料			30,000 円
一般選抜併願制度利用者の入学検定料			40,000 円
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料			15,000 円
大学入学共通テスト利用選抜併願制度利用者の入学検定料			25,000 円

別表２の（2）長期履修学生の学納金

年次／学期／費目	1年次		2年次		3年次		総額
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
入学金	230,000	0	0	0	0	0	230,000
授業料	180,000	184,000	184,000	184,000	184,000	184,000	1,100,000
施設・設備費	80,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	500,000
実験・実習費（保育科）	9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
実験・実習費（現代ﾋﾞｼﾞﾈｽ学科）	9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
実験・実習費（食物栄養学科）	9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000
計（保育科・現代ﾋﾞｼﾞﾈｽ学科）	499,000	279,000	279,000	279,000	279,000	279,000	1,894,000
計（食物栄養学科）	499,000	281,000	281,000	281,000	281,000	281,000	1,904,000

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

昨今の 18 歳人口の減少、全国的な短期大学への志願減少傾向もあり、本学においても入学定員の確保はここ数年厳しい状況にある。現代ビジネス学科では、志願者、入学者のニーズを充たし、教育の質及び学生の満足度向上に資するよう、入学定員及び収容定員を減員し、適正規模への変更を行う。

2. 変更の内容

第 3 条：表中の現代ビジネス学科の入学定員 70 名を 40 名とし、収容定員 140 名を 80 名に改める。

3.変更の時期

2025 年 4 月 1 日

松山東雲短期大学学則の一部改正（案）　新旧対照表

（変更箇所：下線部）

<table>
<tr><th>新　　学　　則（令和 7 年度）</th><th>旧　　学　　則（令和 6 年度）</th></tr>
<tr><td>

第 2 章　学科、収容定員及び修業年限

（学科及び収容定員）

第 3 条　本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>学　科　名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr>
<tr><td>保　育　科
現代ビジネス学科
食 物 栄 養 学 科</td><td>100 名
<u>40 名</u>
80 名</td><td>200 名
<u>80 名</u>
160 名</td></tr>
<tr><td>計</td><td><u>220 名</u></td><td><u>440 名</u></td></tr>
</table>

附　　則

1．この学則は１９６４年４月１日から施行する。

―中　略―

58. この学則は 2024 年４月１日から施行する。なお、2023 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

<u>59. 第３条の規定にかかわらず、2025 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2026 年度以降の学科及び学生定員は第３条のとおりとする。</u>

<table>
<tr><th><u>学　科　名</u></th><th><u>入学定員</u></th><th><u>総定員</u></th></tr>
<tr><td><u>保　育　科</u>
<u>現代ビジネス学科</u>
<u>食 物 栄 養 学 科</u></td><td><u>100 名</u>
<u>40 名</u>
<u>80 名</u></td><td><u>200 名</u>
<u>110 名</u>
<u>160 名</u></td></tr>
<tr><td><u>計</u></td><td><u>220 名</u></td><td><u>470 名</u></td></tr>
</table>

<u>60. この学則は 2025 年４月１日から施行する。なお、2024 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。</u>

</td><td>

第 2 章　学科、収容定員及び修業年限

（学科及び収容定員）

第 3 条　本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>学　科　名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr>
<tr><td>保　育　科
現代ビジネス学科
食 物 栄 養 学 科</td><td>100 名
<u>70 名</u>
80 名</td><td>200 名
<u>140 名</u>
160 名</td></tr>
<tr><td>計</td><td><u>250 名</u></td><td><u>500 名</u></td></tr>
</table>

附　　則

1．この学則は１９６４年４月１日から施行する。

―中　略―

58. この学則は 2024 年４月１日から施行する。なお、2023 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

</td></tr>
</table>

学則の変更の趣旨等を記載した書類

令和 6 年 12 月 25 日

ア　学則変更（収容定員変更）の内容

本学の現代ビジネス学科は令和 7（2025）年 4 月 1 日より入学定員を 70 名から 40 名に、収容定員 140 名から 80 名に変更する。

新	旧
現代ビジネス学科 入学定員　40 名 収容定員　80 名	現代ビジネス学科 入学定員　70 名 収容定員　140 名

イ　学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の現代ビジネス学科では、入学定員を 70 名（収容定員 140 名）として学生を募集しているが、近年は、入学定員を充足するに至っておらず、収容定員を大きく割る状況が続いている。令和 3（2021）年以降の入学生状況は下表のとおりとなっている。このため、18 歳人口の動向、愛媛県内進学状況、本学の入学定員状況等を踏まえ、適切な財務運営を確立する必要があるから、今回の入学定員と収容定員の変更は必要不可欠であると考える。

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入学定員	70 名	70 名	70 名	70 名
入学者数	68 名	59 名	41 名	34 名
充足率	97.14%	84.28%	58.57%	48.10%

ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

この度の学則変更（収容定員変更）に伴う直接的な教育課程、教育方法及び履修指導方法、教員組織の変更はない。学生への指導や支援等の対応をさらにきめ細やかにする。

施設・設備の内容については、他学科及び併設大学との共用も含めて変更はなく、教育研究を行うのに十分な施設・設備等を備えている。

目　次

(1) 収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）

(2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）

(3) 学生確保の見通し（具体的な取組状況）

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）

松山東雲短期大学(以下「本学」という)は、保育科、現代ビジネス学科、食物栄養科の 3 学科からなる短期大学である。今般、入学定員、及び収容定員の適正化を図るため、現代ビジネス学科の入学定員を 70 人から 40 人に、収容定員を 140 人から 80 人に変更する。

2024 年－2025 年度定員変更

2024 年度	入学定員	収容定員
保育科	100 名	200 名
現代ビジネス学科	70 名	140 名
食物栄養学科	80 名	160 名
合計	250 名	500 名

2025 年度	入学定員	収容定員
保育科	100 名	200 名
現代ビジネス学科	40 名	80 名
食物栄養学科	80 名	160 名
合計	220 名	440 名

(2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）

①学園の中期計画における教育組織改革

2024 年度からスタートした第 1 期中期計画第 1 フェーズ(2024～2026 年度)では、18 歳人口の減少が比較的穏やかな 2030 年まで（※【資料 1-1】【資料 1-2】）に、学生が集まる教育組織の改組に着手する予定である。選択と集中により、将来的に厳しい分野を見極め、本学が安定的な学生募集が可能になる教育組織体制に組み替える計画を立てている。そのため、入学定員・収容定員の削減をし、定員充足率を意識しながら、体制を整えていく計画である。

【資料 1-1】愛媛県・四国 18 歳人口の推移(男女)

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
愛媛県	人数	11,908	11,366	11,771	11,791	11,507	11,597	11,373	11,414	10,975	10,747	10,473	10,110
	指数	104.8	100.0	103.6	103.7	101.2	102.0	100.1	100.4	96.6	94.6	92.1	88.9
四国	人数	32,825	31,419	32,132	31,757	31,685	31,073	30,944	30,731	29,957	29,437	28,906	28,242
	指数	104.5	100.0	102.3	101.1	100.8	98.9	98.5	97.8	95.3	93.7	92.0	89.9

【資料 1-2】愛媛県・四国 18 歳人口の推移(女子)

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
愛媛県	人数	5,882	5,568	5,733	5,749	5,667	5,711	5,519	5,596	5,389	5,140	5,062	5,015
	指数	105.6	100.0	103.0	103.3	101.8	102.6	99.1	100.5	96.8	92.3	90.9	90.1
四国	人数	16,152	15,549	15,678	15,602	15,425	15,248	14,966	15,032	14,709	14,234	14,036	13,864
	指数	103.9	100.0	100.8	100.3	99.2	98.1	96.3	96.7	94.6	91.5	90.3	89.2

リクルート進学総研より

②４年制大学志向、資格志向

少子化による 18 歳人口の減少に加え、高校生の４年制大学志向が強く、愛媛県も全国平均とほぼ同じ減少傾向で、短期大学への進学者が全体的に減少している。【資料 2】

保育科、食物栄養学科に比べ、主たる取得資格がない学科である「現代ビジネス学科」についての減少率が特に大きく、現在の入学定員の半数程度が現実的な人数となってきた。

また、近年、高校での進路選択の影響もあり、資格や名前のある職種への職業選択が大半を占めるようになり、一般企業への就職イメージが出来ない学生が増えている。

実際に本学の進路希望調査と実際の就職先にはギャップがあり、多くの学生が就職先に対しての満足度は高いのに、本学現代ビジネス学科への進学を選択した時点では、就職先のイメージがついていないのが現状だと考えられる。【資料 3】【資料 4】

【資料 2】大学・短期大学の進学者数推移の全国と愛媛県の比較

			2016/H28	2017/H29	2018/H30	2019/R1	2020/R2	2021/R3	2022/R4	2023/R5	2024/R6
全国	大学(学部)進学者数	全体	521,320	528,686	524,158	523,466	529,009	534,312	546,589	546,498	535,721
		女子	249,443	254,332	253,905	255,001	255,746	256,798	262,663	261,710	257,097
	短大(本科)進学者数	全体	53,273	51,426	48,696	45,798	44,200	40,969	37,253	32,946	28,278
		女子	48,322	46,690	44,292	41,398	39,713	36,592	33,123	29,094	24,873
		指数	121.7%	117.6%	111.5%	104.2%	100.0%	92.1%	83.4%	73.3%	62.6%
		短大比率	16.2%	15.5%	14.9%	14.0%	13.4%	12.5%	11.2%	10.0%	8.8%
愛媛県	大学(学部)進学者数	全体	5,240	5,234	5,176	5,145	5,104	5,119	5,334	5,105	4,985
		女子	2,432	2,480	2,462	2,419	2,486	2,416	2,520	2,470	2,391
	短大(本科)進学者数	全体	684	675	650	528	523	486	455	416	334
		女子	584	580	566	455	445	418	370	357	285
		指数	131.2%	130.3%	127.2%	102.2%	100.0%	93.9%	83.1%	80.2%	64.0%
		短大比率	19.4%	19.0%	18.7%	15.8%	15.2%	14.7%	12.8%	12.6%	10.7%

学校基本調査より

【資料 3】2023 年度卒

現代ビジネス学科卒業生の進路

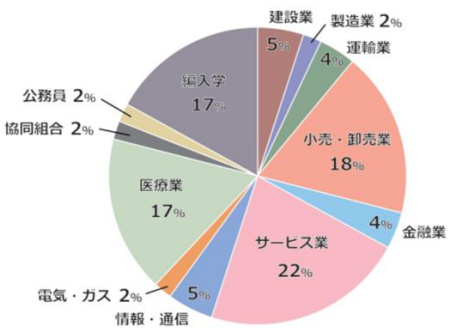

【資料 4】現代ビジネス学科

第 1 回進路希望調査（2023.7 月現在）

進路希望	人数
病院	18
サービス業	8
エステ・美容	5
自動車・バイク	4
IT・情報サービス	2
ホテル	2
広告・印刷	2
冠婚葬祭	1
銀行・証券・保険	1
警察	1
小売業(衣類・電化製品ほか)	1
百貨店・スーパー	1
不動産	1
放送・新聞・出版	1
旅行	1
未定	6

③短期大学の社会科学系(ビジネス系)の減少

現代ビジネス学科は、社会科学－商学経済学に分類されるが、この分野の入学志願者および入学者数の減少は全国的に大きい。【資料 5】

女性社長の出身大学・短期大学で、県内では１位２位を争う社長輩出数である本学であるが、そのビジネスを学ぶ学科が、大幅に入学者減となっている。(東京商工リサーチ調べ)

【資料 5】高校卒業後の進路 短期大学 社会科学 商学経済学への入学状況

私立・昼間			2019/R1	2020/R2	2021/R3	2022/R4	2023/R5	2024/R6
社会 商学経済学	入学志願者	全体	3,772	3,413	2,997	2,690	2,439	2,190
		女子	2,901	2,612	2,297	2,002	1,795	1,623
		指数	100.0%	90.0%	79.2%	69.0%	61.9%	55.9%
	入学者	全体	2,541	2,417	2,207	1,958	1,823	1,721
		女子	2,070	1,946	1,749	1,487	1,380	1,315
		指数	100.0%	94.0%	84.5%	71.8%	66.7%	63.5%

学校基本調査　短期大学　関係学科別　入学状況

(3) 学生確保の見通し（具体的な取組状況）

① 学生募集活動の強化

大学定員の厳格化の影響もあってか、入学者数がある程度確保できた 2016 年以降、一時的に入学定員の充足率が上がったが、その影響が薄らいできた 2020 年度以降、入学者数が減少の一途を辿っている。

近年は、同法人の松山東雲女子大学においても地元占有率が 90%を超えるところまで来た。

その影響もあってか、結果としては加速度的に、松山東雲女子大学と本学現代ビジネス学科は入学者数が減少していたが、そこを松山東雲女子大学人文科学部心理子ども学科地域イノベーション専攻の設置を機に、学生募集の「強化」の方向に転換した。

広告媒体の利用だけに頼らず、戦略的に攻めることが可能な WEB マーケティングの活用、学科専攻の興味から「資料請求」や「オープンキャンパスの申込」に繋がるランディングページの作成、Google Analytics を利用した HP 流入者の解析、在学生自身がロールモデルとなる学生主体のオープンキャンパスへの移行、大学公式の HP とは別に学生・教職員が個人発信のできるオウンドメディア『しののめでぃあ』の立ち上げ、SNS への定期的動画投稿による投稿数及び接触機会の拡大など、目的を明確にした活動を教職員に浸透中である。

②在学生との接点の増加

オープンキャンパスについては、ほぼ毎月、休日の昼間のオープンキャンパスか、平日の夕方のムーンライト・オープンキャンパスを実施し、今年度からは東予・南予地区の生

徒向けに、在学生も同行する出張オープンキャンパスを実施し、高校生に肌で感じてもらえる機会を増やしている。

③高校との接点の再構築

高校訪問に関しても、回数重視で訪問して大学側の情報提供に努めるだけではなく、両者間にある課題の抽出・共有とその解決策のすり合わせに重点を置く。例えば、高校における「探求授業」をさらに深めるために、大学教員のアドバイスは「探求」に絞り、知識の提供で終わらず、そこから高校生本人が主体的に学ぶ姿勢への転換を促す関わり方へ移行する。

また、高校の進路指導現場では情報が少ない一般企業の仕事紹介や起業に関すること、短大卒業後に選択する４年制大学編入のメリットも併せて紹介していくことによって、本学の現代ビジネス学科の理解がより深まるものと考える。

④保護者との接点強化

近年の特徴、また、本学が女子大学である特徴も含めて、入学先選択には保護者の影響が大きく関わっている。それは、オープンキャンパスの保護者の参加者数、保護者の同行率からも伺える。

【資料 6】オープンキャンパス参加者の保護者同行率

	高校3年生	保護者数	同行率
2023年度	438	364	83.1%
2024年度	348	310	89.1%

その保護者向けに、新たなアプローチとして、オープンキャンパスでの別プログラムや、保護者向けの送付物の作成も手掛けている。

学生の主体的な学びとは相反する部分もあるが、学生本人の主体性を引き出すためには、保護者の理解はとても重要であり、「大学生になったご息女との向き合い方」などの講演を行っている。

⑤WEB マーケティングを含むデジタルマーケティングへの移行

高校生の生活様式の変更と、大学入学の軟化により、高校生の大学選択時期や大学選択方法が、ここ 10 年で大きな変化を起こしている。

雑誌や受験ポータルサイトで「進学先選択の時間」を取って学校選択を行うだけでなく、日常の生活の中で出会う大学との繋がりをきっかけに、コミュニケーションを深め、個人の疑問や不安に対応していき、入学まで結びつける。

⑥「売り作り」から「買い探し」へ

大学側の行っている活動や教員が行っている活動を数多く宣伝していくのではなく、それらの活動の中で、受験生は何を買っている(注目している)のかを、デジタルマーケティングや入学者アンケートから把握していき、買われている活動、買われているもの、買われている理由を追求していくことにより、より大学の輪郭を明確にした学生募集を実践している。

⑦学生・教職員の個人発信のオウンドメディア開設（大学の公式ホームページとは別）

大学には公式サイトとしてのホームページが存在し、教育サービス・学生サービス等の提供内容を掲載する役割を担っている。それに対して、新しく開設したオウンドメディア『しののめでぃあ』は、それらの教育サービス・学生サービス等に対して、どう感じているのか、またそのサービスによって、何を得て、どう変わったのかをサービス受信者の立場から発信できるメディアとして新たに立ち上げた。まさに学修者の視点での発信メディアとして、学生募集だけではなく、教育成果を見るサイトとして発信していく。

⑧主体的に学ぶ学生を育成する「Genbi プロジェクト」

どのような仕事に就くにしても一番根本的に求められる「主体的に関わるスタンス」を磨くのが「Genbi プロジェクト」。教室内で知識を積み重ねているだけでは磨けない、実際の企業の中で起こっている課題を学生たちのチームが自ら解決に向かう。

一方、教員は基本的には学生に手を出さずじっと見守り、受け入れ企業も OJT として、新入社員育成と同様な関わりを行う。なので、アルバイト学生に接するような作業指示や時間拘束もしない。

学生たちは徐々にチームとなり、シェアド・リーダーシップを発揮しあう。

そして、このようなプロジェクトを起点とし、学生時代に様々な体験をし、卒業後には就職だけでなく、起業や４年制大学への編入も積極的に推奨する学科への変革を目指している。

⑨長期履修制度を利用したゆとりのある履修計画の導入

本学の３学科において、長期履修制度の積極的活用を行う。学習者本人の学習進度に関する不安を和らげるよう、本人の意思で「長期履修制度」を選択し、３年間での履修を目指す制度の積極的な告知を行う。

以上の取り組みにより、今まで本学に目を向けていなかった層へのアプローチも可能になるため、本学を進学先として検討する母数が広がることが想像でき、収容定員変更後の適正規模の学生の確保は見込めると判断している。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学科の柱となる資格取得を行わない短期大学の役割として、そのような資格を必要としない一般企業への２年制の高等教育機関としての人材供給、及び、より深く学ぶことに目覚めた学生のキャリアパスとして、４年制大学編入【資料 7】という選択肢を高校生および保護者へ伝えきることによって、現代ビジネス学科の魅力はさらに増すものと考える。

学生募集対象も、短期大学の２年間の教育のみの学生募集ではなく、４年制大学の学部を絞り込めていない４年制大学志望者をも募集対象とすることにより、よりすそ野が広がる。

このような発想の転換から来る学生募集戦略の変換こそが、学生募集好転のカギであると考えるため、定員を減少することによって立て直しが可能であると考える。

【資料 7】４年制大学編入の推移

			2019/R1	2020/R2	2021/R3	2022/R4	2023/R5
大学(学部) 短大(本科) への進学	私立	全体	2,899	3,162	3,327	3,850	3,086
		女子	2,010	2,187	2,276	2,639	2,108
	昼間	全体	3,168	3,381	3,546	4,014	3,334
		女子	2,220	2,397	2,491	2,846	2,321
	社会	全体	500	552	636	736	575
		女子	253	296	348	394	275

学校基本調査より

【資料 8】設置学科の志願状況

学科	区分	2020	2021	2022	2023	2024
保育科	**入学定員**	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**
	志願者	101	132	96	115	91
	受験者	101	132	96	115	91
	合格者	100	132	94	107	91
	入学者	**89**	**112**	**91**	**100**	**89**
	指数	**100.0%**	**125.8%**	**102.2%**	**112.4%**	**100.0%**
	定員充足率	**89.0%**	**112.0%**	**91.0%**	**100.0%**	**89.0%**
現代ビジネス学科	**入学定員**	**70**	**70**	**70**	**70**	**70**
	志願者	114	83	76	60	46
	受験者	110	83	76	60	44
	合格者	103	83	75	60	44
	入学者	**76**	**68**	**59**	**41**	**34**
	指数	**100.0%**	**89.5%**	**77.6%**	**53.9%**	**44.7%**
	定員充足率	**108.6%**	**97.1%**	**84.3%**	**58.6%**	**48.6%**
食物栄養学科	**入学定員**	**80**	**80**	**80**	**80**	**80**
	志願者	98	77	76	99	62
	受験者	94	76	76	98	61
	合格者	90	74	73	79	60
	入学者	**78**	**63**	**68**	**71**	**57**
	指数	**100.0%**	**80.8%**	**87.2%**	**91.0%**	**73.1%**
	定員充足率	**97.5%**	**78.8%**	**85.0%**	**88.8%**	**71.3%**
全体	**収容定員**	**500**	**500**	**500**	**500**	**500**
	在籍者数	491	487	462	430	385
	定員充足率	**98.2%**	**97.4%**	**92.4%**	**86.0%**	**77.0%**

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
―	学長	ﾀｶﾊｼ ｹｲｿﾞｳ 高橋　圭三 ＜平成31年4月＞		博士（医学）、学校教育学修士（障害児教育）		松山東雲短期大学　学長 （平成31年4月～令和8年9月）